

群馬大学医学部附属病院総合診療医センター規程

令和 8. 6. 1 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院総合診療医センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、群馬県内全体で総合的な診療能力を持つ医師を育成するためのネットワークを大学病院と群馬県並びに総合診療医専門研修施設である地域医療機関等と構築するとともに、持続可能な教育プログラムを開発することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、群馬大学医学部附属病院と群馬県及び県内外の総合診療専門研修施設等と連携・協力し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 総合診療領域における専門研修プログラムの企画・運営・管理に関すること。
- (2) 医学生、研修医及び若手医師に対する総合診療に関する教育プログラムに関すること。
- (3) 総合診療領域の指導医の養成および教育能力の向上の推進に関すること。
- (4) 地域の協力医療機関等との教育ネットワークの構築および連携に関すること。
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第4条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他センター長が必要と認めた者

(運営委員会)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、総合診療医センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターの運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 総合診療科長
- (4) 地域医療研究・教育センター長
- (5) 臨床研修センター長
- (6) 大学院医学系研究科医学教育開発学講座教授
- (7) 救命救急センター長
- (8) 地域医療研究・教育センタースキルラボ部門責任者
- (9) 地域医療研究・教育センター地域医療支援部門責任者

- (10) 関連医療施設総合診療科長 若干名
- (11) 若手総合診療専門医代表
- (12) 群馬県健康福祉部医務課医師確保対策室長
- (13) 総務課長
- (14) 管理運営課長
- (15) その他センター長が必要と認めた者

(任期)

第7条 前条第10号、第11号及び第15号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員会)

第9条 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員長は、委員がやむを得ない事情により出席できないときは、当該委員の指名した者を代理者として出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第11条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、センター及び総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、令和8年6月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される第6条第10号、第11号及び第15号の委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。